

時 期	初動段階
区 分	広域応援要請と配分調整
分 野	広域応援要請と配分調整
検 証 項 目	自衛隊への応援要請と配分調整

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、自衛隊法
執 行 主 体	自衛隊：災害応急対策活動 県：派遣要請（阪神・淡路大震災後の災害対策基本法の改正により市町村も要請可）
財 源	一般財源 ・ 県、市町村：救援活動に必要な資機材等の購入及び借上料、宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料、光熱水費、通信費、消耗品費等 ・ 自衛隊：部隊の露営、給食、装備、器材、被服、被災地への往復等の経費
概 要	自衛隊の災害派遣は、自衛隊法第83条の規定上、都道府県知事等（都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長）の要請により派遣することを原則としている（要請による派遣）が、防衛庁長官又は長官が指定する者は、特に緊急な場合で要請を待つ時間がない場合は、部隊を派遣することができる（自主派遣）。 阪神・淡路大震災では、午前10時に兵庫県が陸上自衛隊へ災害派遣の要請を行ったが、海上自衛隊への派遣要請は当日夜に、航空自衛隊への災害派遣は翌日夜になった。一方で、一部の被災市では、早い段階で自衛隊に直接、災害派遣の要請を行っていた。 また、平常時に自衛隊と自治体との連携・調整が図られていなかったこともあり、災害派遣に対する被災自治体の理解や受入体制が不十分であったことなども指摘された。自衛隊では、発災当日から4月27日の撤収までの間、行方不明者の捜索・救助、遺体の収容、患者輸送、医療支援、輸送、給水・給食支援、天幕・入浴施設の設置・運営、防疫支援、倒壊家屋処理等を実施した。 阪神・淡路大震災後、災害対策基本法や自衛隊法が改正され、自衛隊への派遣要請に関する市町村の権限、災害派遣に従事する自衛官の権限など、阪神・淡路大震災での教訓を踏まえた対応が図られている。

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【防衛庁・自衛隊】</p> <p>自衛隊の初動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊では、6時から各部隊において逐次非常勤務態勢をとるとともに情報収集をはじめ、7時すぎには航空偵察を開始、7時30分頃には兵庫県庁等へ連絡調整要員を派遣、8時前には駐屯地周辺への派遣（近傍派遣）を実施した。各部隊の初動対応は概ね次のとおりである。[『平成7年版防災白書』国土庁,p29]</li> <li>・ 陸上自衛隊第3師団は、伊丹警察署との6時30分の情報交換により、直ちに同師団第36普通科連隊の隊員を呼集し出動準備を行うとともに、中部方面総監部においては第3種非常勤務態勢（全員）に移行した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p57-58]</li> <li>・ 陸上自衛隊第3特科連隊（姫路）は、警察との6時45分の情報交換により、隊員呼集、出動準備を開始した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p57-58]</li> <li>・ 陸上自衛隊第36普通科連隊は、人命救助のための部隊を、阪急伊丹駅（7時35分）、西宮市民病院付近（8時20分）に派遣した（近傍派遣）。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p57-58]</li> <li>・ 海上自衛隊は、輸送艦「ゆら」、護衛艦「とかち」が9時50分に呉港を出港した。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p57-58]</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空自衛隊は、9時33分救援機、輸送機等の待機・出動準備を整えた。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録 都市直下型地震との闘い』兵庫県警察本部,p57-58] 災害派遣までの動きは次のとおりである。</li> <li>・10時、兵庫県から災害派遣の要請を受ける。</li> <li>・陸上自衛隊第3特科(姫路)連隊副連隊長が、10時20分県庁ヘリポートに到着し、災害対策本部会議に出席、以後常駐した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]</li> <li>・陸上自衛隊第3特科連隊(姫路)が10時15分に出動し、神戸市で13時15分212人及び淡路島内で16時35分85人が救助活動を開始した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]</li> <li>・陸上自衛隊第36普通科連隊(伊丹)は西宮市及び芦屋市に15時45分に出動し、266人が救助活動を実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]</li> <li>・陸上自衛隊第15普通科連隊(善通寺)では、14時に86人を淡路島へ派遣した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]</li> <li>・17日中に陸上自衛隊では、3,300人が人命救助等、ヘリコプター57機が緊急輸送等のため出動するとともに、海上自衛隊では護衛艦、輸送艦等15隻925人が出動した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]</li> <li>・県庁内に「震災対処自衛隊調整室」を設置するとともに、県災害対策総合本部会議にも出席、緊密な連携のもとに活動を展開した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p60]</li> </ul> <p><b>【国土庁】</b> 国土庁は8時30分頃、兵庫県に自衛隊派遣要請を行うようアドバイスした。[吉井博明「初動体制の課題とあり方」『震災対策国際総合検証事業検証報告 第1巻 防災体制』兵庫県震災対策国際総合検証会議,p15]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 自衛隊の災害派遣活動(平成7年1月17日～4月27日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県知事からの災害派遣要請を受けて以来、陸上、海上、航空各自衛隊人員延べ約220万名、車両延べ約340,000両、航空機延べ約13,000機、艦艇延べ約680隻を派遣し、航空偵察、行方不明者の捜索・救助、遺体の収容、患者輸送、救護所の設置・巡回診療などの医療支援、救援物資などの輸送、給水・給食支援、天幕や入浴施設の設置・運営及び防疫支援、倒壊家屋処理等を実施し、平成7年4月27日までに撤収した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p278][数値は『平成7年版防衛白書』防衛庁,p167]</li> </ul> <p>(被災地域での活動内容等については「県」「市町」も参照)</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 陸上自衛隊への災害派遣の要請：17日10時00分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8時10分に、第3特科連隊から災害対策本部事務局(消防交通安全課)へ、被害状況の照会と県庁へ向けて連絡要員を派遣した旨の連絡を受けた。県からは、「7時に災害対策本部を設置した。被害の全容は不明であるが、大災害である。支援を依頼することになる」旨の回答を行った。(災害派遣の予告)[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p9]</li> <li>・10時に、姫路駐屯地(陸上自衛隊第3特科連隊)と連絡が取れ、防災係長の「状況は正確にはつかめないが、大災害がおこっている」との説明に、「この連絡をもって、派遣要請があったことと認識してよいか」と自衛隊が確認し、防災係長が「要請する」旨を回答、防災係長は、ただちに災害対策本部室において知事(本部長)に報告し了承を得た。(白紙委任的な内容の要請)[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p9-10]</li> <li>・10時20分に、陸上自衛隊第3特科連隊副連隊長が県庁ヘリポートに到着し、災害対策本部会議に出席、以後常駐することとなった。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]</li> </ul> <p>海上自衛隊(呉地方総監)への災害派遣の要請：17日19時50分[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]</p> <p>航空自衛隊(中部航空方面隊司令官)への災害派遣の要請：18日21時00分[『阪神・淡路大震災</p>

兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

災害派遣要請直後の状況

- ・陸上自衛隊第3特科連隊(姫路)が10時15分に出勤し、神戸市で13時15分に212人及び淡路島内で16時35分に85人が救助活動を開始した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]
- ・陸上自衛隊第36普通科連隊(伊丹)は西宮市及び芦屋市に15時45分に出勤し、266人が救助活動を実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]
- ・陸上自衛隊第15普通科連隊(善通寺)では、14時に86人を淡路島へ派遣した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]
- ・17日中に陸上自衛隊では、3,300人が人命救助等、ヘリコプター57機が緊急輸送等のため出勤するとともに、海上自衛隊では護衛艦、輸送艦等15隻、人員1,142人が出勤し、航空機は3隊で15機が出勤した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p10]

その後の状況

- ・自衛隊の災害派遣活動は、2月8日にピークを迎え、3月17日をもって阪神地区での活動が縮小されると同時に、淡路地区での災害派遣活動は3月31日をもって終了、4月に入ってから入浴支援及び天幕管理並びに倒壊家屋処理を残すのみとなった。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p60]
- ・4月14日、知事から4月27日での撤収要請が出され、この間、倒壊家屋処理については4月16日、入浴支援については4月25日、天幕管理については4月27日をもって終了し、100日間に及ぶ災害派遣活動を終了した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p60]

自衛隊の災害派遣活動の実績は以下のとおりである。

・人 員

- 平成7年1月17日～4月26日：延べ約1,900,000人[『被害状況・復旧状況』兵庫県HP]
- ピーク時(平成7年2月8日)：延べ21,760人[『被害状況・復旧状況』兵庫県HP]
- 1カ月間の規模：約543,300人[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p60]

・車 両

- 平成7年1月17日～4月26日：延べ34万7,000両[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市,p177]
- ピーク時(平成7年2月8日)：延べ約4,330両[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p60]
- 1カ月間の規模：約103,400両[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p60]

・航空機

- 平成7年1月17日～4月26日：延べ約7,000機[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市,p177]
- ピーク時(平成7年2月8日)：延べ約167機[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p60]
- 1カ月間の規模：延べ約3,800機[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p60]

・艦 船

- 平成7年1月17日～4月26日：延べ約680隻[『平成7年版防衛白書』防衛庁,p167]
- ピーク時(平成7年2月8日)：延べ12隻[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p60]
- 1カ月間の規模：延べ約490隻[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p60]

表 3隊の主な活動実績

区 分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
延べ派遣人員	約 1,630,000人	約 254,600人	13,380人
" 車両	約 347,000両	894両	3,388両
" 航空機	約 6,960機	1,639機	889機
" 艦艇	-	679隻	-
人命救助	157人	8人	-
遺体収容	1,221体	17体	22体
医療支援	約 20,000人	-	354人
給水支援	約 33,000ト	25,006ト	3,910ト
炊飯支援	約 575,000食	-	約4,900食
入浴支援	約 515,000人	約 15,790人	-

道路啓開	約 35,000m	-	-
糧食輸送	約 5,887,000食	約 150,500食	900,000食
テント設営	684張	-	-
倒壊家屋処理	2,599戸	-	27戸

[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p61]

市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p><b>【神戸市】</b> 9時30分に、知事に対し自衛隊の派遣を要請した。[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市,p25]</p> <p><b>【芦屋市】</b> 9時前に、助役は消防本部に対して自衛隊への災害派遣要請を指示した。兵庫県及び阪神県民局への電話通報に当たったが、発災後の電話もつながらない混乱した状況下で、電話不通のまま時間が経過した。[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録95～96』芦屋市,p233] 発災後の電話もつながらない混乱した状況下で、やむなく伊丹市に駐屯する第3師団第36普通科連隊への直接通報を試み、午前11時30分頃の災害派遣通報となった。[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録95～96』芦屋市,p233]</p> <p><b>【西宮市】</b> 9時30分頃から県防災行政無線（衛星系）や消防無線で連絡を試み失敗し、9時58分ようやく消防のNTT回線を使い、自衛隊の派遣要請をすることに成功した。[吉井博明「初動体制の課題とあり方」『震災対策国際総合検証事業検証報告 第1巻 防災体制』兵庫県震災対策国際総合検証会議,p15] 7時5分と8時00分に、市民より第3師団に人命救助の要請が入っている。[『阪神淡路大震災災害派遣行動史』第3師団司令部]</p> <p><b>【宝塚市】</b> 10時50分に、第36普通科連隊(伊丹駐屯地)に災害派遣を要請した。[『阪神淡路大震災災害派遣行動史』第3師団司令部]</p> <p><b>【伊丹市】</b> 6時30分に、伊丹警察署長から第36普通科連隊に災害派遣要請を行った。[松島悠佐『阪神・淡路大震災 自衛隊かく戦えり』時事通信社] 伊丹市は、午前7時55分、第36普通科連隊連絡幹部に対し、口頭で災害派遣出動要請（阪急伊丹駅舎崩壊現場への救助要請）を行い、さらに8時40分自衛隊総監部へ正式に災害派遣出動要請を行った。兵庫県に対しては、9時5分に事後報告を行った。[『災害と対応の記録—阪神・淡路大震災—』伊丹市,p23] 10時20分には、第36普通科連隊に給水支援を追加要請した。[『阪神淡路大震災災害派遣行動史』第3師団司令部]</p> <p><b>【北淡町】</b> 兵庫県に対して、自衛隊の災害派遣を要請した。[『阪神淡路大震災災害派遣行動史』第3師団司令部]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p><b>【神戸市】</b> 神戸市における自衛隊の主な活動実績は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救出救助活動：生存者救出136人、遺体収容1,106人</li> <li>・給水支援：延べ2万3,244tを給水</li> <li>・給食支援：延べ44万6,040食の炊き出し支援</li> <li>・医療支援：1月18日～3月31日までの間、学校施設等を拠点とした13箇所の救護所及び巡回診療</li> </ul>
-----	--

をもって、被災患者2万918人に対し医科及び歯科診療を実施。ピーク時は医官26人、看護官32人が現地で支援に当たった。また、航空後送67人、車両後送25人の被災地から患者後送を行った。その他、医薬品等の配送支援も実施した。

- ・入浴支援：神戸市からの入浴支援の要請により、1月24日神戸新港第一突堤に野外入浴セットを展開、2月3日までに17箇所の入浴施設を開設し、利用した被災者は延べ44万1,726人。
  - ・天幕展張支援：合計29箇所524張の天幕を展張し、2,000人の屋外避難者に対する雨水対策を実施。
  - ・救援物資輸送：1月18日～3月31日までの間、物資を輸送、幹線輸送（県・市の集積所への輸送）は、特大型トラック等延べ280両、局地輸送（配分所である市役所、消防署、保健所等への輸送）は、特大型トラック等延べ413両で実施。
  - ・遺体搬送：1月21日～30日までの間、総数314体の遺体を、車両及びヘリコプターで、大阪、京都、倉敷等の火葬場に搬送。
  - ・ゴミ等の処理：1月27日～2月7日までの間、延べ2,105.7トン进行处理。
  - ・倒壊家屋の処理：1月22日～4月16日までの間、1,039戸の倒壊家屋を処理。
  - ・その他：神戸港（ポートアイランド・摩耶埠頭）の整備、音楽慰問演奏会の開催等を実施。
- [『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995年』神戸市,p581-587]

#### 【芦屋市】

午前11時30分頃の災害派遣通報の時には既に芦屋市の被災状況を偵察するため、連絡幹部が派遣されていた。[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録95～96』芦屋市,p233]

芦屋市における自衛隊の主な活動実績は以下のとおりである。

- ・期 間 1月17日から4月25日（延べ99日間）
  - ・支援状況 車両3,838台、人員16,527人  
1日平均車両38.8台、人員166.9人  
ピーク時（1月20日）車両153台、人員747人
  - ・主な支援状況 人命救助、遺体捜索、遺体搬送、給水支援、医療支援、入浴支援、物資搬送、家屋撤去、道路復旧等
- [『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録95～96』芦屋市,p233]

#### 【西宮市】

17日8時20分に近傍派遣により伊丹駐屯地の第3師団第36普通科連隊の第1陣60人が本市に向け出発、9時10分に到着し直ちに救助活動を開始した。[『阪神・淡路大震災 西宮の記録1995.1.17』西宮市,p353]

1月17日から2月6日までの西宮市への応援は延べ10,416人にのぼった。[『阪神・淡路大震災 西宮の記録1995.1.17』西宮市,p353]

#### 【宝塚市】

1月17日6時42分、第36普通科連隊（伊丹駐屯地）は、人命救助活動を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 - 』宝塚市,p208]

宝塚市における自衛隊の支援活動は以下のとおりである。

- ・給食炊き出し支援：1月18日10台、14日間14,245食
  - ・給水支援：1月18日～30日、給水量延べ177t
  - ・入浴支援：2月3日～3月18日、利用者延べ5,846名
  - ・ガレキ運搬：1月25日～4月26日  
河川敷仮置場からフェニックス埋立地までの搬送（4月14日現在でダンプ延べ1,138台、ガレキ4,509t）
  - ・家屋解体：2月7日～4月14日、全体で148棟を解体
- [『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 - 』宝塚市,p208]

#### 【北淡町】

	<p>北淡町における自衛隊の支援活動は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災当日に第一陣が姫路市の第3高射特科大隊から到着。3月末までの74日間にわたって支援活動を実施。1月21日から香川県善通寺市に本部を置く第2混成団が活動。[『阪神・淡路大震災の記録』津名郡北淡町]</li> <li>・北淡、津名、一宮の3町で実施した救援活動は、延べ人員31,788人、車両8,627台、障害物を除去した道路7,660m、給食支援50,718食、給水支援871 t、入浴支援4,850人、倒壊家屋の撤去992戸(北淡町のみ)、に及んだ。[『阪神・淡路大震災の記録』津名郡北淡町]</li> </ul>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 法令の整備等 防災問題懇談会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7年3月28日に、内閣総理大臣の私的諮問機関として防災問題懇談会が設置され、9月11日に「防災問題懇談会提言」を取りまとめた。この中で、自衛隊の災害派遣については、自衛隊の派遣に係る要請が円滑に行われるよう、災害派遣の要請手続きの簡略化のための措置を講ずる必要があること、現場において自衛官が人命救助、障害物の除去等のために必要な措置をとるよう、災害応急対策のために必要な自衛官の権限を法律上明確にすべきである、と提言された。[『防災問題懇談会提言』防災問題懇談会]</li> </ul> <p>災害対策基本法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の災害派遣については、都道府県知事等の要請に基づき実施されることが原則であるが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年12月改正において、市町村長についても都道府県知事に対して要請するよう求めることができることとし、また、都道府県知事に要求できない場合は、防衛庁長官等にその旨及び災害の状況を通知できることとした。(災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律(平成7年12月8日法律132号))</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要請に基づく派遣 自衛隊法第83条1項及び自衛隊法施行令第105条により、都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長は部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができ、その要請を受けて長官等は部隊等を救援のために派遣することができる。</p> <p>自主派遣 自衛隊法第83条2項ただし書きによるもので、特に緊急な事態で、要請を待ついとまがない時には、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。</p> <p>近傍派遣 自衛隊法第83条3項によるもので、防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合にも、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。</p> </div> <p>[『平成9年版防災白書』国土庁][災害対策基本法][『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p173-174]</p> <p>原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年に制定された原子力災害対策特別措置法において、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)は、緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、部隊等の派遣を要請することができることとした。これに伴い、自衛隊法が一部改正された。[『平成14年版防衛白書』防衛庁][原子力災害対策特別措置法][『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p174]</li> </ul> <p>防災基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災基本計画に基づき、情報連絡体制の充実や共同の防災訓練の実施など、常日頃から自衛隊と地方公共団体などとの連携が、より強化されることとなった。[『防災基本計画』中央防災会議]</li> </ul> <p>自衛隊法等の一部改正</p>

- ・都道府県知事等の災害派遣の要請が迅速に行われるよう、自衛隊法施行令を一部改正し、災害派遣を要請しようとする場合に明らかにすべき事項を簡素化した。[『平成9年版防災白書』国土庁,p280]
- ・原子力災害対策特別措置法(平成11年制定)において、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が緊急事態応急対策を的確かつ迅速に行うため、防衛庁長官に対して自衛隊の支援を要請することができることと規定されたことに伴い、自衛隊法を一部改正し、1)原子力災害対策本部長の要請により、部隊などを支援のために派遣することができる、2)原子力災害派遣を命ぜられた自衛官が必要な権限を行使できる、3)原子力災害派遣についても、必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することなどができる、4)原子力災害派遣を行う場合についても、即応予備自衛官に招集命令を発することができる、こととした。[『平成15年版防衛白書』防衛庁,p181]
- ・自衛隊法第94条において、警察官がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法及び海上保安庁法の一部を、自衛隊法第83条第2項(災害派遣)の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行に準用できることとした。

警察官職務執行法第4条の準用により、人の生命・身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者等に必要な警告を発することができることとした。また、特に急を要する場合においては、危害を加える者に対し、その場の危険を避けしめるために必要な限度で引き留め・避難をさせることができることとともに、その場に居合わせた者等に、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

警察官職務執行法第6条の準用により、人の生命・身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態が発生し、人の生命・身体又は財産に対し危害が切迫した場合においては、危険を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被災者を救助するため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

海上保安庁法第16条の準用により、災害派遣を命ぜられた海上自衛隊の3海曹以上の自衛官は、海難の際の人命等の救助及び天災事変等における援助等のため、必要があるときは、付近にある人及び船舶に対し、協力を求めることができる。

[『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p177]

- ・また、自衛隊法第94条の2及び3の規定により、自衛隊法第83条第2項(災害派遣)又は第83条の3(原子力災害派遣)の規定により命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に定める次の応急措置を講じることができることとした。(地震防災災害派遣時には適用されない)

通行禁止区域等において、当該車両等が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、

- ・当該車両等の所有者等に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動すること等、必要な措置を命ずることができる。(災対法第76条の3第1項)
- ・必要な措置を命ぜられた者が必要な措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないために当該措置を取ることができないとき、自ら当該処置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において、当該車両等を破損することができる。(災対法第76条の3第2項)

市町村長、警察官、海上保安官がその場にいない場合に限り、

- ・人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずることができる。(災対法第63条の3第1項)
- ・応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、当該市町村の区域内の土地・建物等の一時使用、土石・竹木等の物件の使用・収用を行うことができる。(災対法第64条第1項)
- ・応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、現場の災害を受け当該応急措置の実施に支障となる工作物等の除去等を行うことができる。(災対法第64条第2項)
- ・応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、当該市町村の区域内の住民等を当該応急措置の業務に従事させることができる。(災対法第65条第1項)

[『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p177]

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」の設置

- ・中央防災会議の議決に基づき、平成13年10月11日に中央防災会議防災基本計画専門調査会が設置され、防災に関する基本的な検討課題及び防災基本計画の必要な見直しを審議し、平成14年7月には「防災体制の強化に関する提言」を取りまとめた。提言の1つである「迅速な災害応急体制の確保」において、実動部隊について、国として必要な装備、資機材等の整備等を充実させるとともに、自衛隊の災害派遣活動について、災害時に派遣された自衛隊が、より一層効果的な救助活動等を行えるよう必要な措置を講じるべきである、と提言している。[『防災体制の強化に関

する提言』中央防災会議防災基本計画専門調査会]

取組内容

【防衛庁・自衛隊】

災害派遣検討会議の設置

- ・防衛庁は、阪神・淡路大震災にかかる災害派遣に関する教訓を踏まえ、今後の自衛隊の災害派遣活動を円滑に行うため、防衛庁長官を議長とする災害派遣検討会議を発足させた。検討会議においては、改善を要する項目などを整理し、1.自衛隊法第83条第2項ただし書（自主派遣条項）の運用方針の検討、2.地方公共団体などとの連携強化、3.災害救援活動の円滑な実施のための必要な権限強化、4.情報伝達の迅速化・効率化、5.災害派遣に係る装備品などの充実、といった事項について検討し、今後の対応方針につき、取りまとめを行った。[『平成7年版防衛白書』防衛庁,p211]

防衛庁防災業務計画

- ・平成7年10月に、「防衛庁防災業務計画」を修正し、部隊などの長が自主派遣する基準として、関係機関への情報提供のために情報収集を行う必要がある場合、都道府県知事などが要請を行うことができないと認められるときで直ちに救援の措置を採る必要がある場合、人命救助に関する救援活動の場合など、を定めた。後、必要に応じ、修正を加えている。（直近の修正：平成16年1月）[『防衛庁防災業務計画』防衛庁]

災害派遣の待機態勢

- ・陸上自衛隊では、災害派遣に即応できる部隊を指定し、全国の90箇所の駐屯地において、人員約2,700名、車両約410両、ヘリコプター約30機の規模・要員をもって、概ね1時間を基準に出動可能な態勢を確保している。[『平成15年版防衛白書』防衛庁,p177][『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p185]
- ・海上自衛隊では、地方総監部所在基地（大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保）において、艦艇1隻が2時間を基準に、各航空基地（大湊、八戸、下総、館山、厚木、徳島、小松島、舞鶴、岩国、小月、大村、鹿屋、那覇）において、哨戒機、救難機等数機が昼間は概ね15分～1時間、夜間は概ね1～2時間を基準に、出動可能な態勢を確保している。[『平成15年版防衛白書』防衛庁,p177][『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p186]
- ・航空自衛隊では、全国の救援隊の基地（千歳、秋田、松島、百里、浜松、新潟、小松、芦屋、新田原、那覇）において、平日昼間は救援機数機が概ね15分～1時間、夜間・休日は救援機1機が概ね2時間を基準に、輸送機の基地（入間、小牧、美保）において、輸送機1機が概ね1～3時間を基準に、出動可能な態勢を確保している。[『平成15年版防衛白書』防衛庁,p177][『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p186]

災害に備えた各種装備の充実

- ・輸送用車両や人命救助システムなど災害派遣にも活用し得る各種装備の充実を図っている。[『平成8年版防衛白書』防衛庁]
- ・また、特殊災害に対処するため、化学防護車への中性子線遮へい板の装備化など、装備面での充実を図っている。[『平成12年版防衛白書』防衛庁]

情報収集体制の充実

- ・平成7年の大規模災害発生時の国家の情報収集体制の強化などに関する閣議決定を受け、自衛隊は、気象庁から震度5弱以上の地震発生の情報を受けたときは、自主派遣として、速やかに航空機などを使用して現地情報を収集し、官邸などに、その情報を伝達できる態勢をとっている。また、状況に応じ、関係地方公共団体などへ連絡要員を派遣して情報収集を行うこととしている。[『平成15年版防衛白書』防衛庁,p177]

大規模地震対処計画の作成

- ・自衛隊では、南関東地域に大規模な震災が発生した場合に備えた「南関東地域震災災害派遣計画」を平成2年6月に作成し、平成13年4月に修正を行っている。南関東地域に大規模な震災が発生した場合の自衛隊の災害派遣の実施体制などを定めており、陸上自衛隊は東部方面総監、海上自衛隊は横須賀地方総監、航空自衛隊は航空総隊司令官が、防衛庁長官の命令により大規模震災災

害派遣を実施することとしている。[『平成8年版防衛白書』防衛庁,p182][『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p187-191]

- ・また、東海地域での大規模地震に備えた「東海地震対処計画」を昭和55年5月に作成し、以後、必要に応じて修正を行っている。実施体制については、陸上自衛隊は東部方面総監・中部方面総監、海上自衛隊は横須賀地方総監、航空自衛隊は航空総隊司令官が、防衛庁長官の命令により地震防災派遣及び大規模震災災害派遣を実施することとしている。[『平成8年版防衛白書』防衛庁,p182][『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p192-196]

#### 災害派遣要請先の都道府県への周知徹底

- ・都道府県に対し、各都道府県の窓口となる自衛隊の一覧表を配布し、災害派遣要請先の都道府県への周知徹底を図っている。[『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p198]

#### 地方公共団体などとの連携

- ・平素から地方公共団体などとの連携を図るため、情報連絡体制の充実、両者の防災計画の整合化、地方公共団体が行う防災訓練への積極的な参加などを行っている。[『平成15年版防衛白書』防衛庁,p178]
- ・また、原子力総合防災訓練に参加し、輸送支援、住民避難支援、空中と海上での放射線観測支援などに関する訓練を行い、原子力災害に際しての各省庁及び地方公共団体との連携要領などを確認している。[『平成15年版防衛白書』防衛庁,p181]

#### 各種災害への対応マニュアルの策定

- ・平成12年11月、防衛庁・自衛隊は、過去の災害派遣や防災訓練で明らかになった教訓事項を踏まえ、災害の種類ごとの対応において留意すべき事項を取りまとめた「都市部、山間部及び島嶼部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について」を策定した。このマニュアルは、予想される災害の形態を(1)都市部、(2)山間部、(3)島嶼(とうしょ)部、(4)特殊災害の4つに区分し、それぞれの場合ごとに、災害への対処方針、発生し得る被害様相、求められる主な活動、留意事項から構成されている。[『平成15年版防衛白書』防衛庁,p179]

#### 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

##### 災害派遣の実績

	件数	人員	車両	航空機	艦船
平成6年	830	1,572,684	289,747	9,150	768
平成7年	775	494,612	92,216	3,246	21
平成8年	898	175,827	15,422	1,822	947
平成9年	857	34,388	2,424	997	210
平成10年	863	24,226	3,314	1,074	9
平成11年	815	26,367	2,154	1,033	20
平成12年	878	177,435	45,122	2,945	421
平成13年	845	44,045	2,881	1,117	270
平成14年	868	14,018	1,547	949	10
平成15年	811	23,954	3,892	1,010	19

[『平成11年版～平成15年版防衛白書』防衛庁より作成]

#### 地方公共団体などとの連携

- ・平成15年度は、8都府県合同防災訓練に、陸・海・空自衛隊併せて、人員約980人、車両約120両、航空機約50機が参加したほか、全国すべての都道府県主催の総合防災訓練に自衛隊の部隊などが支援・参加した。[『平成15年版防衛白書』防衛庁,p178]

県

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組  
地域防災計画において、自衛隊への派遣要請の手順等を定めている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]

	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
市 町	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 神戸市においては、地域防災計画において、自衛隊派遣要請の判断、手続き、受入等について定めている。[『神戸市地域防災計画』神戸市]
	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
そ の 他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>海上自衛隊への派遣要請が当日夜まで行われなかったことから、兵庫県が自衛隊への派遣要請を各組織にしなければならぬにもかかわらず海上自衛隊を思いつかなかつたとの指摘がある。(読売新聞大阪本社『阪神大震災』読売新聞社)</p> <p>県の防災組織の中に自衛隊(第3師団司令部、第3特科連隊、第36普通科連隊)が含まれてはいたが、自治体との協同訓練はもちろんのこと、自衛隊と県・市相互に互いの能力と果たすべき役割の理解が不十分であり、かつ、県・市側の受入れ態勢も不十分であったため、連携がうまく行かず、自衛隊の初動に影響を与えた。(『阪神・淡路大震災災害派遣行動史』陸上自衛隊中部方面総監部)</p> <p>マスコミ等による自衛隊への批判としては、1. 第3特科連隊を始めとする第3師団の各部隊の災害派遣の出動が遅かったのではないかと、2. 自衛隊は、知事の要請を待つことなく、自衛隊法83条のただし書きの規定によって自主派遣すべきではなかったのか、3. 中部方面総監は、情報の判明を徒らに待つことなく、直ちに方面隊全力を集中して、災害派遣活動を実施すべきであった、の3点に集約されている。(『阪神・淡路大震災災害派遣行動史』陸上自衛隊中部方面総監部)</p> <p>災害派遣の実施に際し、県との経費の負担区分を明確にするため、災害救助作業の実施に必要な機材等の経費負担区分に関する協定を締結した。...(中略)...しかし、派遣当初は県側に災害派遣に伴い経費が必要であるという認識が欠如していたため、第三師団会計課員の必死の説明にもかかわらず、1月19日になっても締結できなかった。1月20日、方面の連絡調整所を県庁に設置後、防衛副長が直接知事と交渉し、その場で知事の了解を得て、事後の事務を進めた結果、1月20日ようやく締結にこぎつけた。このため、派遣当初の3日間は、事実上、協定書なしに行動したことになるわけで、派遣当初における協定の重要性という観点からも、平素から災害派遣に伴う経費負担区分に関する理解を深める等、相互の調整が必要であると思われる。ただし、協定書の締結月日は、災害派遣の要請があった日に遡って1月17日付とした。(『阪神・淡路大震災災害派遣行動史』陸上自衛隊中部方面総監部)</p> <p>結局のところ自衛隊は、小回りのききにくい組織や装備からしても、実際には一刻を争う人命救助よりも災害後の復旧活動にまだしも適しているのであろう。その方がいかなる意味での文民統制にも服しやすいのであるし、現にPKO活動はそのようなタイミングで行われている。今回の被災地では、給水、テント設営、風呂の提供、解体工事などで活躍している。ただ、これらの業務は自治体はもとよりボランティアや民間業者と競合する性質のものであるから、それらとの関係では自衛隊の災害派遣を補充的なものとして位置づければよい。著者の見聞でも、自衛隊は小さな給水タンクを大型トラックで牽引してきていたが、水道局や宗教団体は小型トラックに自衛隊の倍ほどのタンクを積んでいた。人員移動用の車両もやたらに車幅が広く、市街地向きとはいえない。(棟居快行「自衛隊の災害派遣をめぐって」『ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号 阪神・淡路大震災 法と対策』有斐閣)</p> <p>震災の教訓が生かされているとは、残念ながら言いがたい。法律上の位置づけも「災害派遣」のままで、本務の「出動」ではない。震災後、自衛隊法は何度か改正されたが、この点は変わらない。自衛隊はあくまで「戦う集団」だ。戦闘と災害救援では、求められる訓練や意識、装備もまったく違う。自衛隊には屈強な若者が多数おり、災害救助の現場で力を発揮する素地はあるが、専門の訓練は不十分だ。装備も大型で、住宅が密集した市街地には向かない。震災から十日後に神戸に入り、自衛隊の活動取材した。彼らは集団でしか動けず、独自の判断も禁じられている。機敏な行動が求められる災害救援には不向きだと痛感した。服も暗緑色。応援に来ていた消防隊員が、目立つ蛍光色の服を着て単独行動していたのと対照的だった。軍隊は死傷者が出るのが前提だからスペアが必要で、おのずと組織は大きくなる。七十二時間までが勝負とされる災害時の人命救助には向かない。震災当時、「もどかしい」という声を何人もの隊員から聞いた。</p>	

...(中略)... 軍隊という「暴力装置」を持つに当たって経なければならぬ議論を、私たちは欠いてきた。一方、自衛隊は国民に認知されるため、災害派遣を続け、民生部門への協力もしてきた。信頼関係がないまま、なし崩しに成長してきた結果、自衛隊にとって本務ではない枝葉の活動に国民が一番期待する という「ねじれ」が続いてきた。組織の再定義が必要だ。震災は、自衛隊を見直すチャンスでもあった。当時、残念ながら自衛隊は的確に対応できなかった。じゃあ、どこに欠陥があったのか。どう活用すればいいのか。その議論は煮詰まらず、「危機管理論」だけが盛んになった。「自衛隊はよくやった」と感謝して、終わってしまった。私たちは“宿題”を解いていないいまだ。(前田哲男「自衛隊再編し命守る組織を / “宿題”は残されたまま」『震災を語る』2002年5月22日インタビュー、神戸新聞Web News)

「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」(平成15年1月調査、内閣府大臣官房政府広報室)では、自衛隊の役割と活動に対する意識について以下のような結果が出ている。(以下抜粋)

ア 自衛隊が存在する目的

自衛隊が存在する目的は何だと思いか聞いたところ、「災害派遣(災害の時の救援活動や緊急の患者輸送など)」を挙げた者の割合が71.8%、「国の安全の確保(外国からの侵略の防止)」を挙げた者の割合が68.6%と高く、以下、「国内の治安維持」(36.0%)「国際平和協力への取組(国際平和協力業務、国際緊急援助活動)」(35.3%)などの順となっている。(複数回答、上位4項目)

都市規模別に見ると、「国内の治安維持」を挙げた者の割合は中都市で高くなっている。

イ 自衛隊がこれまで役立ってきたこと

自衛隊はこれまでどんなことで役に立ってきたと思いか聞いたところ、「災害派遣(災害の時の救援活動や緊急の患者輸送など)」が85.6%と最も高く、以下、「国際平和協力への取組(国際平和協力業務、国際緊急援助活動)」(27.8%)「国の安全の確保(外国からの侵略の防止)」(26.7%)「民生協力(土木工事、国民体育大会の支援、不発弾の処理など)」(21.5%)などの順となっている。(複数回答、上位4項目)

ウ 自衛隊が今後力を入れていく面

自衛隊は今後どのような面に力を入れていったらよいと思いか聞いたところ、「災害派遣(災害の時の救援活動や緊急の患者輸送など)」を挙げた者の割合が67.8%と最も高く、以下、「国の安全の確保(外国からの侵略の防止)」(57.6%)「国際平和協力への取組(国際平和協力業務、国際緊急援助活動)」(37.1%)「国内の治安維持」(31.4%)などの順となっている。(複数回答、上位4項目)

課題の整理

平常時からの自衛隊と地方公共団体等の連携強化  
 災害時における被災自治体の自衛隊受入体制

今後の考え方など

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地方公共団体との連携を深めていくことなどにより今後とも防衛庁・自衛隊では迅速かつ的確な災害派遣活動の実施に万全を期すこととしている。(防衛庁)

○震災体験の風化を防ぐための神戸市職員震災バンクを活用し、震災経験やノウハウを次世代に引き継ぐことで、震災で得た教訓を今後の防災対策の充実に役立てていく。(神戸市)

今後も連携強化に努める。(尼崎市)